

令和3年度個人市県民税 (令和2年分の所得税) 主な税制改正点

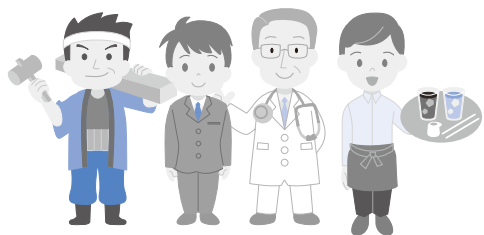
- 給与所得控除・公的年金等所得控除の引下げ**
一律10万円引き下げられ、所得控除上限額なども改正されました。
- 基礎控除の引き上げ**
10万円引き上げられ、43万円(市県民税)、48万円(所得税)になりました(但し、合計所得金額が2400万円を超えるかたは所得により控除額が変わります。)
- ひとり親控除の創設と寡婦(夫)控除の見直し**
下表のとおり、性別や婚姻歴を問わず、一定の要件を満たす単身者に適用されるひとり親控除が創設され、これに伴い寡婦(夫)控除が改正されました。

種別	事由	扶養親族	本人の所得要件	控除額
ひとり親控除	離別 死別 未婚	生計を一にする子 (所得が48万円以下)	合計所得金額が500万円以下	30万円 (市県民税) 35万円 (所得税)
寡婦控除 (女性のみ)	離別 死別	子以外の親族 扶養の有無問わず		26万円 (市県民税) 27万円 (所得税)

※特別寡婦控除および寡夫控除は、ひとり親控除に統合されました。

4 その他

- 扶養控除等の所得要件が10万円引き上げられました。
 - 個人市県民税の非課税判定基準が引き上げられ、合計所得金額が135万円以下のひとり親控除の対象者も含むようになりました。
- ※詳しくは、国税庁や市公式ホームページをご覧ください。



国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金に加入しているかたへ

収入がないかたや税制度上の家族の扶養に入っているかたも市・県民税の申告が必要です。

申告がない場合、保険税・料の軽減が受けられないだけでなく、高額療養費や国民年金保険料免除などに影響する場合があります。
※令和3年4月1日において、16歳未満で収入がないかたは、申告の必要はありません。

問 保険年金課 国民健康保険担当 内線 142～144 後期高齢者医療担当 内線 147・148 国民年金担当 内線 140・149

申告受付日程表

- 受付時間 午前8時45分～11時
午後1時～4時
- 会場 白岡市役所 1階 大会議室

日にち	受付対象地区
2月16日(火)	爪田ケ谷・太田新井・彦兵衛
17日(水)	柴山・荒井新田・下大崎
18日(木)	野牛・新白岡7～9丁目
19日(金)	全地区
22日(月)	全地区
24日(水)	高岩・新白岡4～6丁目
25日(木)	岡泉・実ケ谷・千駄野
26日(金)	上野田
28日(日)	全地区
3月1日(月)	下野田
2日(火)	白岡1～1000番地
3日(水)	白岡1001番地～・寺塚
4日(木)	白岡東・西1～4丁目
5日(金)	西5～10丁目
8日(月)	小久喜1～350番地
9日(火)	小久喜351～1000番地
10日(水)	小久喜1001番地～
11日(木)	篠津
12日(金)	新白岡1～3丁目
15日(月)	全地区

※混雑を避けるために対象地区を割り振っていますが、ご都合の悪いかたは期日内の他の日にお越しください。

※太字の日程は、混雑が予想されます。

市役所で受付できない申告

次の場合は、春日部税務署またはe-Taxで申告してください。

- ①住宅借入金等特別控除(初年分)
- ②源泉徴収票がない還付申告
- ③営業等所得
- ④青色申告
- ⑤分離課税(土地・建物、株式の譲渡・損失など)の申告
- ⑥雑損控除の申告
- ⑦過年分の申告



税の申告

2/16(火)～3/15(月)の平日
※2月28日(日)は日曜日も受付

**問 所得税の確定申告 春日部税務署 ☎ 048 (733) 2111
市・県民税の申告 税務課住民税担当 内線 124・125・129**

市・県民税の申告

●申告が必要なかた

- 令和3年1月1日現在、白岡市に住所があるかたで、次の①～③のいずれかに該当するかた
- ①令和2年中に給与・年金以外に収入があったかた(給与・年金以外の所得が20万円を超える場合は確定申告)
 - ②令和2年中に収入がなく、同居親族の扶養になっていないかた(扶養になっていても、申告が必要な場合があります。次ページ下部参照)
 - ③令和2年中に収入がなく、国民健康保険に加入しているかた

●申告が不要なかた

- 次の①～③のいずれかに該当するかた
- ①所得税の確定申告をしたかた
 - ②給与収入のみで年末調整が済んでいるかた
 - ③年金収入(400万円以下)のみのかたで、源泉徴収票に記載のある控除(配偶者控除、扶養控除など)の変更または社会保険料控除や生命保険料控除などの追加がないかた

所得税の確定申告

春日部税務署・白岡市役所で受け付けます。

提出方法

①自分で作成して春日部税務署へ提出

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書が作成できます(期間中は市役所に申告書提出箱を設けます。)

②市役所の申告会場で作成して提出

日程 受付日程表のとおり(次ページ)

③e-Taxで提出

インターネットで確定申告ができます。あらかじめ準備するものをホームページでご確認ください。

URL

http://www.e-tax.nta.go.jp



申告に必要な書類等

- ①**市・県民税申告書または確定申告書**(市役所で申告する場合は不要)
- ②**令和2年中の所得が分かる書類**
 - 給与・年金の源泉徴収票
 - 営業・農業・不動産所得については、収支内訳書
 - 報酬の支払調書(経費がある場合は領収書なども)
 - その他、収入額のが分かる書類
- ③**令和2年中の控除の計算に必要な書類**
 - 社会保険料控除
 - ・国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険
 - ↳領収書または市が発行する社会保険料控除申告用のお知らせ
 - ・国民年金
 - ↳領収書または社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
 - 生命保険料、地震保険料控除…保険料控除証明書

- 障害者控除…障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書(下部参照)など
- 医療費控除…明細書、医療費通知。一定の取組を行ったことを明らかにする書類
- 寄附金控除…寄附金受領証明書
- その他関係書類(前年分の確定申告書の控えなど)

④印鑑

⑤申告者本人名義の口座番号の分かるもの

⑥マイナンバーカード(お持ちでないかたは、通知カード等の番号確認書類と運転免許証や健康保険証等の身元確認書類の2種類が必要)

※郵送で提出する場合、⑥の写しの添付が必要

※控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者などのマイナンバーも必要

要介護(要支援)認定高齢者のかたへ

おむつ使用の確認書

おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、認定期間及び主治医意見書の内容等について一定の要件を満たしている場合は、申請により市から交付された「おむつ使用の確認書」を申告時に提出することで、おむつ代が医療費控除の対象となります。

障害者控除

障害者手帳の交付を受けていない65歳以上のかたで、要介護認定期間に令和2年12月31日が含まれており、一定の要件を満たして障がい者に準ずると認められる場合は、申請により市から交付された「障害者控除対象者認定書」を申告時に提出することで障害者控除が受けられます。

詳しくは、担当へお問い合わせください。 **問 高齢介護課介護認定給付担当 内線 176・179**